

平 監 第 53 号  
令和8年1月27日

平川市長 工 藤 貴 弘 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

### 定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

#### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の実施期日

前期：令和7年11月5日から同月12日まで

後期：令和8年1月7日から同月16日まで

##### 2 監査の対象部局（実施順）

###### 【前期】

尾上総合支所、食産業振興センター、財政課、生涯学習課、平賀図書館、尾上図書館、図書交流・協働マネジメント室、学校給食センター、碓ヶ関総合支所、碓ヶ関診療所、平川診療所、建設課、建築住宅課、葛川支所、葛川診療所、スポーツ課

###### 【後期】

総務課、上下水道課、選挙管理委員会、政策推進課、農業委員会、会計課、農林課、商工観光課、税務課、子育て健康課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、高齢介護課、市民課、福祉課、学校教育課、指導課、議会事務局、監査委員事務局

### 3 監査の範囲

今回の監査は、令和6年度の財務に関する事務の執行状況、一般事務の執行状況、釣銭の管理状況、市税等の収納に係る滞納対策の取組などについて、関係職員から説明を聴取の上、関係帳簿及び書類との照合を行った。加えて、年次休暇承認願簿、有給休暇承認願簿、週休日の振替等勤務命令簿、時間外勤務等命令簿、出張命令簿等の確認を関係職員の状況説明を交えて行った。

また、公共的団体等の出納事務を所管している場合は、預金通帳・印鑑が安全かつ厳重に保管されているか確認するとともに、取扱職員の把握、入出金時の決裁状況及び所管する特殊事情等について確認を行った。

## 第2 監査の結果

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び釣銭の管理状況については、おおむね適正に処理されているものと認められた。また、行政事務の執行についても、法令等に従いおおむね適正に行われていた。

市税等の収納に係る滞納対策については、滞納者へ納入通知書を送付するだけでなく、休日・夜間窓口開設や臨戸訪問等の徴収業務に精励されており、引き続き徴収努力を重ね、徴収率の維持向上を図られたい。

今回の定期監査における主な指摘事項・改善事項は、次のとおりである。

#### ① 職員の休暇取得について（年次休暇承認願簿、有給休暇承認願簿）

休暇取得日数の少ない職員がいることから、メンタルヘルス及び生産性の向上を図るためにも、休暇が取得しやすい職場環境づくりをお願いする。

#### ② 公用車等の運転及び管理について（運転・業務日誌及び公用車日常点検記録簿）

業務により公用車を運転する際に記入する運転・業務日誌について、「指摘事項あり」が前年度（令和5年度分）の12課から6課に減少しているが、依然として走行メーター・運転記録・アルコールチェック欄の記載漏れ及び記載誤り、面接確認印の押印漏れが見られた。特に、アルコールチェック欄は、公務運転業務前後のアルコールチェックに関する運用において、公用車等運転時にはアルコールチェックを行い、所属課長等の確認を得ることとされており、アルコール濃度が検出されなかった場合であっても、空欄とせず「0.00mg/l」と記入されたい。

また、公用車日常点検記録簿について、「指摘事項あり」が前年度（令和5年度分）の12課から4課に減少しているが、依然として車検証の写しの未添付、安全運転管理者印の押印漏れ、運転・業務日誌と別冊になっていない事案が見られた。公用車を所管する課においては、車検及び自賠責保険の有効期間満了後に法令違反の状態での公用車を使用することの無いよう、厳格な

運行管理が求められる。また、毎月初日（休日の場合は休日明けの日）に点検を実施し、所属（課）長を通して安全運転管理者へ提出する必要があることから、日ごろから公用車日常点検記録簿（運転・業務日誌と別冊にすること）に車検証の写しと市有自動車実態把握調査票を添付し、車検時期と車両の状態を毎月確認した上での利用をお願いする。

③ 時間外勤務等命令及び週休日の振替等勤務命令について（時間外勤務等命令簿及び週休日の振替等勤務命令簿）

時間外勤務手当については、適切に支給されているものと思われる。管理職は、引き続き時間外勤務命令を適切に実施していただきたい。

なお、監査の際に見受けられた上記以外の事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したため、記述を省略する。

今後とも、事務の執行等に当たっては関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

市が事務局を所管する公共的団体等の状況については次のとおりである。

○公共的団体等の出納事務一覧

団体名	所管部署	出納責任者	出納担当者	通帳印保管責任者	通帳保管責任者	特殊事情等
平川市行政委員連絡協議会	総務部 総務課	課長	係長	課長	係長	当協議会は平川市発展のため組織されたもので、事務局及び会計を総務課が引き受けてきた。以前出納事務の移管について協議会と協議したものの、団体の規模、特殊性などから市が出納業務を行うこととされた。
平川市地域公共交通協議会	総務部 政策推進課	課長	主査	課長	主査	本協議会は市で設置した協議会であり、主な事務は、協議会開催の報酬・費用弁償等の支出及び国・市の補助金に出し入れ等広範囲にわたるため。（今年度は支出予定なし）
平川市西地区まちづくり委員会		部長	主事	部長	課長	「地域運営組織」として設立から間もなく、事務を担当するのが困難であるため。 ※振込手数料削減のためにキャッシュカードを作成している。暗証番号は出納担当者が把握。キャッシュカードは通帳保管責任者が保管している。

団体名	所管部署	出納責任者	出納担当者	通帳印保管責任者	通帳保管責任者	特殊事情等
日本赤十字社平川市地区(平賀)	健康福祉部 福祉課	課長	主事	課長	主事	市長が地区長及び尾上・碓ヶ関の2分区長となっていることから、出納事務は市が望ましい。
日本赤十字社平川市地区尾上分区	市民生活部 尾上総合支所	支所長	補佐	支所長	補佐	
日本赤十字社平川市地区碓ヶ関分区	市民生活部 碓ヶ関総合支所	支所長	庶務係	支所長	庶務係	
平川市緑化推進委員会	経 済 部 農 林 課	課長	主事	課長	補佐	青森県緑化推進委員会の下部組織であり、行政で事務を所管することが適当である。(他市町村も行政が事務局となっている。)
平川市農業再生協議会		会計管理者	主査	部長	課長	協議会の事務局や運営主体については、行政又は農業団体が担当することとなり、円滑に運営するには、市が事務局を持つことが適当である。
平川地域担い手育成総合支援協議会		会長	主事	課長	部長	認定農業者、土地改良区、農協、農業共済組合で組織される団体で、補助金の受入れ等、事業の実施上、市が事務局を運営することが適当である。
平川市鳥獣被害防止対策協議会		部長	主事	課長	部長	市・警察・農協・猟友会・鳥獣保護管理委員で組織され、補助金の申請や、実施隊への活動費支払事務等、事務量が多く複雑であり、また設置要綱で会長を経済部長としていることから、事務を円滑に進めるため当課で所管するのが望ましい。
平川市防風ネット整備組合		課長	主事	課長	補佐	市内農業者で組織される団体で、補助金の受け入れ、農業者の自己負担金の徴収など、事業実施上、市が事務局を運営することが適当である。

団体名	所管部署	出納責任者	出納担当者	通帳印保管責任者	通帳保管責任者	特殊事情等
平川あどの祭り実行委員会	経済部 商工観光課	ひらかわ ねぶた連絡協議会 会長	主事	課長	補佐	団体に出納事務を行える人材がない。
青少年育成平川市民会議	教育委員会 生涯学習課	会長	主事	課長	主事	事務局を生涯学習課に置くと規約で定めている。行政が主体となって立ち上げた組織であり、出納事務を行う人員がない。
中弘南黒公民館連絡協議会	教育委員会 平賀公民館	館長	補佐	館長	補佐	会則により会長・事務局は持ち回りとなっている。
平川市議会議員互助会	議会事務局	事務局 局長	主査	事務局 局長	主査	議員に出納責任者を選任できないため。
西十和田トンネル建設促進市町村議長同盟会		事務局 局長	補佐	事務局 局長	補佐	規約により、会長に選任された市が事務局を担当することとされているため。

以上 16 団体の出納事務を市が所管している。通帳と印鑑の保管状況及び入出金時の決裁状況については適正に処理されていた。今後も、公金の取扱いについて疑義を持たれないように適正な事務処理に努められたい。